

占領期の日本遺族厚生連盟の活動と その政治的影響力

城下 賢一*

1 はじめに

1.1 関心の所在と意義

本稿は、軍人及び同遺族への援護・恩給問題（以下、遺族等援護・恩給問題）について、特に占領期の日本遺族厚生連盟（後の日本遺族会）の活動を例に、圧力団体の形成・発展とその議会政治への影響について解明しようとするものである。

まず、課題の意義を明らかにするため、敗戦後の政治体制、圧力団体の活動の様子について確認しよう。

敗戦後、日本は連合国の占領下に置かれ、政府は1945年から1952年までの約7年間にわたって、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）に従属することになった。連合国とそれを代表するGHQ/SCAPは、特に占領前期には、日本が極東または世界全体の脅威となることのないよう非武装・非軍事化を推進し、政治・経済・社会の各分野においてその民主化を図った。この時期の占領政策の重要なアウトプットの 하나가、大日本帝国憲法を改正して制定された日本国憲法である。日本国憲法により、国民に主権が存することが宣言され、国民はその代表者を通じて行動することとされた。代表者たる議員は成年者による普通選挙によって選出されるものとされ、選挙された議

* 立命館大学非常勤講師
京都大学大学院法学研究科研究員（研究機関）

員によって組織された国会が国権の最高機関として位置づけられた。国会は立法権を独占し、予算、条約、法律が全て国会の議決によらなければ成立しないこととなったのである。

独立生計を条件とせず男女普選が実施され、国会の地位が高まったことは基本的人権の拡大であり、民主化の成果と評価することができる。他方、政治に対するさまざまな利益要求が国会議員に寄せられることにもなり、それらの要求を受け取った議員は利益要求への応答の必要性に迫られたのであった。利益要求への貢献は要求者からの得票につながることを期待でき、議員の再選可能性を高めるからである。議員にとって特に再選が重要であることは一般的に指摘されていることであり、例えば同時代の政治家である大野伴睦の「サルは木から落ちてでもサルだが、政治家は選挙に落ちたら、ただの人だ」¹⁾という発言によってもうかがい知れる。ここに、日本で圧力団体が簇生しうる事情が存在した。

1950年代には、圧力団体の活動が顕著に行われ、1957年6月には『朝日新聞』紙面にて「圧力団体と政治」と題する12回にわたるシリーズが掲載されるほどであった²⁾。中小企業政治連盟、総評、日教組、財界、医師会、恩給団体、地主団体、地方六団体、業者団体（業界団体）が、圧力団体として具体的に挙げられている。

本稿では、冒頭に述べたように、課題解明の具体的な素材としてこれらの団体のうち恩給団体に着目するわけだが、それは後に詳しく見るように、恩給団体の活動に対して極めて強い批判が浴びせられたにも関わらず、恩給団体は相対的に言ってかなり確実に、自らの利益要求を勝ち取ることに成功してきたからである。圧力団体の議会政治への影響について解明することを目的とする本稿にとって、好適な素材ということができよう。なお、恩給団体とは軍人恩給に関わる複数の団体をまとめて通称したものであり、そのなかに複数の団体を含むものである。日本遺族会、軍人恩給連盟、日本傷痍軍人会がその主なものである。

1.2 先行研究の整理と本稿の貢献

本稿の関心と最後にまとめて述べる課題については、すでにいくつかの先行研究が存在する。ここでは遺族等援護・恩給問題を概観しながら、主だった先行研究について取り上げ、それらに対して本稿の貢献について確認しよう。

そもそも遺族等援護・恩給問題が発生したのは、GHQ/SCAPの指示により、恩給のうち軍人に対する給付が廃止されたことに端を発する。総理府恩給局内恩給制度研究会編（1957）によれば、恩給とは、官吏は公務に専念従事する義務を負うため、在職中私企業を営むことは許されず、他の事業又は事務に関与してはならないものとされており、しかも、その受けるべき俸給は、老後又は不時の災厄にそなえるための貯蓄を許さないものであるため、公務員が相当年限勤務し、又は公務傷病を受け、そのため経済上の取得能力を失った場合において、その喪失能力を補うため、雇用者たる国が給するものと解される。

恩給制度の通史には公的に作成された総理府恩給局編（1975）、総務庁恩給局審議課（1997-2000）があるが、それらによれば、日本においては、1875年、佐賀の乱や台湾出兵を契機に戦死者の遺族らの生活を支えるものとして陸軍軍人を対象に創設され、その後、海軍軍人や文官、教育職員、警務員、宮内官を対象とする恩給制度が次々に整備され、個別に発展したのち、1923年の恩給法制定などを主な改正として、官吏全体を対象としてもものとして整備されたが、戦後の軍人援護・恩給問題に至る上で重要だったのは、満州事変以後、大規模な動員と断続的な戦闘の結果、さらに戦争継続のための動員継続の必要性などから、軍人を対象とした恩給制度が極めて手厚いものへと拡充されたことであった。

敗戦後、日本を占領したGHQ/SCAPは旧軍人への恩給が極めて高額であることを問題視し、その廃止を指示した。指示を受けた日本政府は、1946年勅令68号「恩給法の特例に関する件」を制定し、これにより旧軍人や遺家族

を対象とする恩給は傷病者対象のものを例外として廃止された。旧軍人恩給の廃止の過程については、最近のものとして海老原（2009）「序章 5 占領軍による軍人恩給制度の解体」に、GHQ/SCAP の意図や日本政府との折衝過程が詳細に描かれている。

軍人恩給の廃止により旧軍人や遺族の生活は困窮したものとなった。旧軍人や遺族は相互扶助や政府に対して何らかの援護・補償を求めるために団体を結成する動きが見られた。特に早くから組織化に成功したのが遺族による組織（日本遺族厚生連盟。のち、日本遺族会）である。また、遺族による組織には遅れるが、その後、占領の終結を迎え、旧軍人による組織形成も行われていった。こうした生活の困窮や各団体の組織化については、それぞれの団体史³⁾ に詳しいが、研究論文としては、今井（2002）が遺族組織の草創期の運動方針の変化とその要因を検討している。植野真澄は、傷痍軍人の組織化を対象とした植野（2006）などの一連の研究を発表している（植野 2004；同2007）。また、遺族の中心である戦争未亡人を対象に、彼女たちの動向・主張から敗戦後の民衆意識を検討した北河（2000）、生活の実態や意識を検討した川口（2006）の研究がある。北河は、占領期の戦争孤児・浮浪児の置かれていた状況の検討も行なっている（北河2006）。

占領期後半、特にサンフランシスコ講和条約締結前後になると、日本政府の自律性が高まり、遺族等援護・恩給問題はより広い範囲から関心を持たれるようになっていった。1949年5月、政府に遺族援護を求める決議が衆参両院でなされたのち、講和締結を経て独立が目前に迫ったときに援護のための予算が確保され、その予算実施のための法律として、1952年4月、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、援護法）が成立し、ついに軍人援護・恩給問題において、彼らの要求が実現した（厚生省援護局編1977）。さらに講和条約が発効し、独立を達成したとき、その要求はさらに強まり、1953年、旧軍人を対象とする恩給の復活をみたのであった。こうした過程についての研究には、田中他（1995）と木村（1997）がある。特に木村（1997）は、遺族組織

の要求内容が援護を中心としたものから国家補償（恩給）を中心としたものへと変化する過程について跡づけることに成功している。

ごく最近の研究としては、赤澤(2010)、波多野(2011)がある。赤澤(2010)は、遺族等援護・恩給問題が政治争点化した1950年代前半の時期の新聞論説などをもとに、遺族・恩給問題に対する批判の論理を析出している。波多野(2011)は、国による歴史観の形成・整理の過程のなかで、影響を与えたものとして遺族等援護・恩給問題や遺族会が果たした役割を指摘している。

以上、遺族等援護・恩給問題を概観しながら、主だった研究について見てきたが、冒頭に述べた問題関心と照らし合わせて、これらの研究を概括的に評価すれば、この問題に対する遺族や軍人の要求が取り上げられ、実現したことへの説明におお疑問の余地があるように思われる。すなわち、第一に、恩給団体の利益要求がなぜ速やかに取り上げられるようになったのか、第二に、具体的にはどのようにして政府に伝達され実現されたのか、について説明が不足していると感じられる。第一の点については、主として占領期か否かによって説明がなされてきたが、それだけでは占領が終わった段階でただちに援護制度の創設がなされ、また恩給についても検討が開始されるなど、社会のなかの他の利益要求に対して特に軍人援護・恩給問題が優先された状況が十分に説明されているとは言いがたい。冒頭に述べた政治制度の更新、国会や議員の権限拡大と関連付けて議論されるべきであるし、そのために、選挙のタイミングやその結果とも関連付けて検討しなければならない。第一の点を踏まえ、第二の点についても、個々の議員・政治家の役割を確定していくこととする。

なお、圧力団体としての遺族会の活動とその政治的影響力の要因・測定という本稿の関心・課題に近いものとして、やはりごく最近の研究に、奥(2009; 2010)がある。関心や素材は極めて近く、特に選挙との関係性を強調する点に共通点があるが、直接の対象という点で、前者は昭和30年代から50年代の参議院全国区選挙の通時的検討であり、後者は広島県の遺族組織の

活動を検討したものであって、その点に、占領期の利益の初発的実現や、恩給団体と個々の国会議員との関係性を検討する本稿との差異がある。

2 遺族の組織化と議員との交渉

2.1 日本遺族厚生連盟の結成とその主張

恩給団体として知られているのは、主に日本遺族会、軍人恩給復活期成同盟、日本傷痍軍人会があるが、このうち早くから組織化が進み、利益の集約と政府への要求を行ったのが遺族会（前身が日本遺族厚生連盟）である。

発端となったのは1946年6月9日、この日、戦争犠牲者遺族同盟の結成大会が開催された⁴⁾。同盟はその後、1947年11月15日、発展的に日本遺族厚生連盟となり、さらに、1953年3月の遺族会の結成につながっていった⁵⁾。

これら遺族の政府への要求は、1946年6月9日の戦争犠牲者遺族同盟結成大会の決議を伝えた報道によれば、戦犯人の凍結財産や軍需会社補償金、戦時利得税など戦争による不当利益を援護資金に活用すべしなどの内容であった⁶⁾。同13日、村山千代同盟代表ほか6名が、大会決議に基づいて首相官邸を訪問し、高野秘書官を通じて吉田首相宛の要求書を手交した。要望は、①遺族年金制の実施、②軍事扶助法に代わる積極的援護法の実施、③遺族生業資金貸与法の実施、④遺族援護施設の補充強化、⑤軍事産業、損失補償金戦時利得税、国債、利子および戦争犯罪封鎖財産などを戦争犠牲者援護財産に充当すること、⑥維持育英資金を国家において支出することであった⁷⁾。

これらの要求からは、遺族が、軍人恩給の廃止を批判し、現金給付による生活保障を行うことを早くから求めていたことがわかる。それとともに注目されるのは、遺族の戦争に対する態度である。現金給付の財源として彼らが挙げたのが「戦犯人の凍結財産や軍需会社補償金、戦時利得税など戦争による不当利益」であり、第二次世界大戦に対して否定的な構えを取り、戦争の指導者に対して批判的であったことがわかる。

しかし、こうした構えは継続的なものではなかった。戦争犠牲者遺族同盟は1947年4月、結成大会に続く第2回の全国会議の呼びかけを行い、翌5月9-10日、全国組織の整備、地方事情の報告などを目的に会議は開催された。しかし、ここでは同盟執行部に対して批判が浴びせられ、会議は結論を得ないまま散開となった。同盟執行部が取る第二次大戦や戦争指導者への攻撃に対して、参加者の中からそれを批判し、分裂に向かう動きが生じたとされる⁸⁾。

同盟に替わって遺族組織の主導権を握ったのが、全国平和連盟東京都本部と名乗る東京の遺族組織の活動である。彼らは、7月、地方の遺族組織の代表を招いて代表者会議を開き、全国組織の整備を行うことを協議した。11月17-18日、参会者によって改めて会議が開かれ、全国組織としての日本遺族厚生連盟の結成が決定した。会長に就任したのは、元貴族院議員で静岡県遺族会長を務める長島銀蔵であった。

長島は就任の挨拶として、「本連盟は、戦争犠牲者の遺族及び社会公共のための殉職者遺族の大同団結のもとに、相互扶助と福利の増進、道義の昂揚と平和日本、世界の恒久平和確立に寄与することを目的」とし、「本連盟は、無差別平等の原則に反し、遺族が一般戦災者や引揚者にくらべて、物心両面にわたり甚だしい冷遇を受けている現状にかんがみて、これが是正を要望する」とした。「遺族が軍国主義の温床であるというのが如き謬見があるとするならば、国民各位の御理解によって速かに、その誤解が一掃されねばなりません」ともした。長島の挨拶とともに大会では今後の活動に関する決議が行われ、連盟が政府に実現を要望する事柄として、「(1) 遺族、戦災者、引揚者の援護は、無差別、平等の建前に則り、現下遺族のみの冷遇を速かに是正するよう具体的措置を講ずること。(2) 被戦災者特別税の免税を遺族に対し、戦災者、引揚者と同一に適用すること、(3) 共同募金の配分対象として、遺族会をふくむべきこと、(4) 恩賜財団同胞援護会の援護対策として、遺族は戦災者、引揚者と同一に扱われるべきこと」を決議し、その要求を固めてい

った⁹⁾。戦争犠牲者遺族同盟から遺族厚生連盟へと変わる際、前者が持っていた第二次大戦や戦争指導者への批判は影を潜め、遺族の直接的利益要求が前面に出ていくことになった。

2.2 恩給団体と議員の交渉

遺族厚生連盟は、結成後ただちに関係者への働きかけを行い、要求実現に務めた。1947年11月18日、GHQ/SCAP、政府、衆・参両院議長への陳情を

表1 遺族会の陳情（1949年3月25日）に出席した衆議院議員

議院	氏名	備考	初当選	1949年総選挙	
				所属政党	選挙区
衆議院	堀川恭平	厚生委員会委員長	1946	民主党	兵庫4
	同上		1949	民主党	鹿児島1
	同上		1949	日本社会党	滋賀
	同上		1949	立憲養正会	北海道1
	同上		1949	民主自由党	東京1
	同上		1946	民主党	長野4
	同上		1947	社会党	福岡1
	同上		1949	民主自由党	山口2
	同上		1942	民主党	岡山1

表2 遺族会の陳情（1949年3月25日）に出席した参議院議員

議院	氏名	備考	初当選	1947年通常選挙	
				所属政党	選挙区
参議院	北条秀一	引揚者団体全国連合会事務局次長	1947	無所属	全国
	同上		1947	救国同志会	全国
	同上	岩手県引揚者厚生連盟理事長	1947	無所属	岩手
	同上		1947(*)	n/a	鹿児島
	同上	厚生委員会委員長 / 大阪農産物荷受組合理事長	1947	日本社会党	全国
	同上	同胞援護会県支部常任幹事	1947	日本自由党	愛知
	同上	生長の家教育部長	1947	無所属	全国
	同上	在外同胞特別委員会委員長	1947(*)	n/a	徳島
	同上	厚生政務次官 / 海外戦災同胞引揚者同盟委員長	1947	日本自由党	全国
	同上		1947	日本社会党	埼玉
	同上	元代議士	1947	日本自由党	全国

(*) 1947年中に実施された補欠選挙の当選者。

行い、GHQ/SCAP ではネルソン・ネフ (Nelson Neff) 公衆衛生福祉部福祉課長、政府では厚生省首脳に面会した¹⁰⁾。ただ、彼らの要求がすぐに実現することはなかった。利益要求実現のために連盟は次第に活動の焦点をある対象へと振り向けていった。それは有力な政治家でも政府当局でもなく、一般の議員であった。そのための梃子となったのが、選挙であったと考えられる。

遺族厚生連盟の結成後、1949年総選挙が最初の国政選挙として実施された。1949年総選挙は、片山哲・芦田均両中道政権の退陣後、第2次吉田茂内閣が成立したものの、旧中道政権与党（日本社会党、民主党、国民協同党）に対して吉田率いる民主自由党が少数だったため、多数獲得を目指して第2次吉田内閣が成立してすぐに解散を行い実施されたものである。1月23日に行われた投票の結果、民主自由党は466議席中264議席を獲得して過半数を占め、吉田内閣は政権運営の安定化に成功した。旧中道政権与党は民主党が69議席、日本社会党が48議席、国民協同党が14議席に留まり惨敗を喫した¹¹⁾。

総選挙後の3月25日、遺族会は衆議院と参議院を別々に訪問し、陳情を行った。遺族会からは長島会長や斎藤晃理事、佐藤信理事らが出席し、「遺族に対しては今日まで何等の援護対策の実現を見ず、老人や未亡人、遺児は貧窮に絶する苦難の道を歩いて居る。是非とも今国会において遺族の援護対策を実現していただきたい。生活保護法一本ではその適用等にいろいろの矛盾がある。私共は生活保護法だけでなく補償制度を作ってほしい。国会内においても特別の委員会を作ってその実現に努力していただきたい（斎藤）」などの要求を陳情した¹²⁾。

この陳情に出席した議員をまとめたのが表1「遺族会の陳情（1949年3月25日）に出席した衆議院議員」と表2「遺族会の陳情（1949年3月25日）に出席した参議院議員」である¹³⁾。まず、衆議院議員について、表1から特徴を見れば、一つには、所属政党がさまざまであり、必ずしも与党・民自党にばかり集中していないことがわかる。遺族厚生連盟側が政党側に幅広くアピールしていたと推測される。もう一つは、10名全員が当選回数1～3回の一

般議員だということである（1回が5名、2回が1名、3回が3名）。これら当選回数が少ない議員は一般的に選挙基盤が固まっていない場合が多く、少しでも得票につながりそうな関係は貴重であろうと推測される。議員の側に連盟の支援に期待する要因があり、それが彼らをこの陳情の場に出席させたものと考えられる。ここに挙げられた議員全ての遺族厚生連盟との関係は明らかでないが、例えば青柳一郎は、山口県遺族連盟の支援を受けていた(山口県遺族連盟編1966：第6章)。

参議院議員についても、表2を見れば、次の特徴が指摘できる。第一に、北条、千田、草場、紅露、浅岡などのように、遺族厚生連盟にとっての類似団体である引揚者団体の関係者が多く、11名中7名(63.6%)存在していることである。遺族厚生連盟が、その主張のなかで、引揚者に比して遺族の置かれた立場が低く、同様の待遇をしてほしいとしたことはすでに述べた。引揚者団体の関係者が多く参加していることは、連盟の主張が必ずしも引揚者との利益競合を意図したものでなく、これら団体との協調、利益の共存を意図していたと捉えられる。また、議員の方でもそれを受容していたことが推測される。第二に、11名中6名(54.5%)が全国区選出議員ということが注目される。1947年参議院通常選挙は最初の参議院選挙として同院の全議席が選挙されたが、その議席数は250議席、うち地方区に150議席、全国区には100議席がそれぞれ割り当てられていた。したがって、全国区の議席の割合は全議席中4割に留まる。全議席中の割合を考えれば、表2に見られる全国区選出議員の割合は高いということが言えよう。都道府県選挙区に比して全国区の議員は全国的な団体に依拠して集票することが多く、そのため、陳情を受けたのではないかと推測される。そうだとすれば、ここでも衆議院議員の場合と同じく、遺族厚生連盟と議員との間に相互依存の関係があったと言えよう。

表の記載内容に加えて、さらに興味深いのは、これら議員がいずれも3年任期の議員ばかりであって、翌1950年に改選を迎える予定であったということである。参議院議員は6年任期で3年ごとに半数改選ではあるが、1947年

の最初の参議院議員通常選挙では、日本国憲法第102条の規定により半数の議員については3年任期となっていた。表2に示した議員全てが翌年の改選を控えた議員であるという事実は、やはり議員の連盟への支援の裏側に選挙への意識があったこと、また遺族厚生連盟側もそこをついたことを示唆する。

こうしたことも作用してか、席上での議員の待遇は概ね好意的なものであった。これら議員の発言を概観・摘記すれば、衆議院側では遺族厚生連盟の発言を受け止め、努力する意向が述べられた。「皆さんから御説明のあった様な次第ならば、そういう原因をなして居るのはどこにあったかを充分検討して見ること、更に我々は充分努力する（青柳代議士）」「皆さんの実情はよく納得出来た。よくこの問題を検討し、皆さんと一体となって援護の実をあげたい（堀川代議士）」「厚生委員長を中心に連盟を作ろう。尚いろいろと困難もあろうが、どこに故障があるか具体的に検討して見たい要するに愛に立脚した援護をすべきだと思う（降旗代議士）」などと発言が行われた¹⁴⁾。

参議院側では、(衆議院以上に)議員から丁寧、具体的な対応がなされた。すなわち、草葉議員の司会の下、遺族問題に熱心に取り組んできたとされる岡元議員からこの時点までの国会の取り組みについて説明が行われた。また、全国区選出議員であり、厚生政務次官を務めている浅岡議員、同様に全国区選出議員であり厚生委員会委員長を務めている塚本が出席し、政府・国会の問題への取組を説明したことは、遺族厚生連盟にとってひじょうな好待遇といえよう。議員側は、例えば塚本が「厚生委員会としては数多くの問題をいろいろと審議して居る次第ですが遺族問題が具体的に表面化されていないことについて責任を痛感して居る次第です。厚生委員会としては、遺族の請願に対しては慎重審議すると共に、地方にも参りまして、よく実情を観察して調査して居るのであります。また厚生省担当官とも種々連絡懇談しまして研究を重ねて居ます。殊に未亡人問題については早急に解決をしなければならぬことがたくさんありまして、実は明日も委員会において審議することになっております」などと述べ、活動の内容について伝えるとともに、善処を

約束したのであった¹⁵⁾。

2.3 小括

本節では、最初に遺族厚生連盟の結成過程とその要望の変化について見た。次いで、遺族厚生連盟が要求を一般議員に伝達する活動に取り組んだことを確認した。その際、対応した議員の多くが遺族厚生連盟との関係を欲する状況であったことを明らかにした。

次の節では、要求を受け取った議員の行動と政府の反応、さらに連盟の対応について検討していこう。

3 援護決議の成立と援護法への道筋

3.1 遺族援護決議の成立とその意味

日本遺族厚生連盟や陳情を受けた議員は、遺族援護の政策を実現するという目的を共有した。その最初の具体的な目標となったのが、遺族援護を求める決議を国会で成立させることであった。遺族厚生連盟による議員への陳情が行われた1949年3月25日、連盟は議会対策委員会を設置、長島会長及び近県の理事を委員に任命した。4月12日、議会対策委員会は第1回委員会を開催し、政府に対する要求事項について議論したが、筆頭に掲げられていたのが「遺族援護の問題を国会の決議として取上げられたいこと」であった¹⁶⁾。

遺族厚生連盟の陳情を受けた関係の国会議員も連盟の意向に沿って、決議の実現に尽力し、5月、まず14日、衆議院で「遺族援護に関する決議」が成立し、16日には、参議院でも「未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」が成立した¹⁷⁾。決議を提出したのは、衆議院では青柳一郎他38名¹⁸⁾、参議院では山下義信他33名¹⁹⁾であった。

衆議院での決議の共同提出者は不明だが、参議院での決議の共同提出者は判明するので、それをまとめたものが表3「未亡人並びに戦没者遺族の福祉

表3 未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議を共同提出した参議院議員

議院	氏名	備考	初当選	1947年通常選挙	
				所属政党	選挙区
参議院	山下義信	広島戦災児育成所長、市教師	1947	無所属	広島
	同上 草葉隆円★	同胞援護会県支部常任幹事	1947	日本自由党	愛知
	同上 天田勝正★	宮岡電気機具製作所業務主任	1947	日本社会党	埼玉
	同上 伊東隆治	元大使館参事官	1947	無所属	全国
	同上 浅岡信夫★	厚生政務次官 / 海外戦災同胞引揚者同盟委員長	1947	日本自由党	全国
	同上 千田正★	岩手県引揚者厚生連盟理事長	1947	無所属	岩手
	同上 穂積真六郎	引揚者団体全国連合会副会長	1947	無所属	全国
	同上 細川嘉六	民主主義科学者協会副会長、著述業	1947	日本共産党	全国
	同上 星野芳樹★	著述業	1947	救国同志会	全国
	同上 鈴木憲一	農業、前代議士	1947	国民協同党	神奈川県
	同上 水久保甚作★	元代議士	1947	日本自由党	全国
	同上 矢野酉雄★	生長の家教育部長	1947	無所属	全国
	同上 岡元義人★	n/a	1947(*)	n/a	鹿児島
	同上 北条秀一★	引揚者団体全国連合会事務局次長	1947	無所属	全国
	同上 池田宇右衛門	n/a	1948(**)	n/a	長野
	同上 井上なつみ	産婆看護婦保健婦教育者	1947	無所属	全国
	同上 河崎なつ	著述業	1947	日本社会党	全国
	同上 深川タマエ	無職	1947	無所属	東京
	同上 高良とみ	米子医専講師	1947	民主党	全国
	同上 今泉政喜	県薬品配給会社社長	1947	日本自由党	佐賀
	同上 小杉イ子	無職	1947	世界平和	全国
	同上 谷口弥三郎	医師	1947	民主党	熊本
	同上 赤松常子	総同盟婦人部長	1947	日本社会党	全国
	同上 塚本重蔵★	厚生委員会委員長 / 大阪農産物荷受組合理事長	1947	日本社会党	全国
	同上 奥むめお	著述業	1947	国民党	全国
	同上 黒川武雄	菓子商（とらや）	1947	日本自由党	東京
	同上 紅露みつ★	在外同胞特別委員会委員長	1947(*)	n/a	徳島
	同上 竹中七郎	医師、県議	1947	無所属	愛知
	同上 木下源吾	陶器製造業	1947	日本社会党	北海道
	同上 田中利勝	労働総同盟常任委員、農業	1947	日本社会党	福島
	同上 小畑哲夫	薪炭組合連合会副会長、薪炭製造業	1947	民主党	兵庫
	同上 岩本月洲	僧侶	1947	無所属	広島
	同上 中山寿彦	医師	1947	無所属	全国
	同上 姫井伊介	県議	1947	無所属	山口

(*) 1947年中に実施された補欠選挙の当選者。

(**) 1948年中に実施された補欠選挙の当選者。

★は前掲、遺族会の陳情（1949年3月25日）に出席した参議院議員。

に関する決議を提出した参議院議員」である²⁰⁾。これによれば、先の表2に関連して指摘したことのうち任期についてみれば、全てではなくなったが、34名中、8名(山下、井上、河崎、高良、赤松、奥、黒川、竹中)を除く26名が3年任期の者ばかりであり、その比率76.5%は、3年任期の議員が半数であることと比較すればやはり高いということが言える。全国区選出議員が多いという点については、こちらの表では全国区議員はリスト中34名中16名であって、割合は47.1%に低下しているものの、なお全議席中の割合を上回っている。また、表2に名前の掲載されている議員は全て表3にも掲載されており、彼らが決議成立で主要な役割を果たしたことが想像される。実際、決議案上程にあたって趣旨説明を行ったのは陳情を受けた議員の1人である草葉隆円であった。衆議院での決議の審議を見ても、趣旨説明には青柳一郎が登壇し、また社会党から賛成討論に立ったのも堤ツルヨであったように、陳情を受けた議員が主な役割を果たしていることがわかる。

衆議院側の決議「遺族援護に関する決議」をもとにその内容を確認すれば、決議は冒頭、戦後に遺族が置かれた困難な状況に触れた後、国家による援護を要求した。その際、遺族だけに他の犠牲者よりも有利な特別の扱いを要求するものでないとしつつ、遺族には老人・婦女子が多いという特殊事情から「特殊の援護」を求めるとした。そして、「戦争に出たのは、多く国家の強制による公務である。戦死者の多くは公務による死亡者であることは言をまたぬ」として政府の責任を指摘し、政府は責任をもって「一、戦没者に対する葬儀その他の行事につき、一般文民同様の取扱とすること／二、遺族年金又は弔慰金を支給すること／三、生活保護の基準額を眞に人たるに値する生活をなし得る程度まで即時引き上げ、特に老人、婦女子の家庭の生活の確保を図ること／四、子女の育英に対し特別の考慮を拂うこと(以下略)」などの援護方策の樹立・実現を図り、次期国会に報告するよう求めた。決議は全会一致で成立した。決議成立を受け、林譲治厚生大臣が登壇し、「すみやかなる実現に最大の努力を拂うことをお誓い申し上げる」と述べ²¹⁾、善処を約束

した。

決議の成立は遺族厚生連盟にとって成果であり、機関紙上で「全遺族たちの歴史的な日／連盟一年半の苦節成る」とされた。このとき、決議という成果を得ることができた要因について考察すれば、1949年総選挙から比較的短時に成立したという事情から選挙における何らかの支援が影響を与えたと考えるのが適当である。その際、議員側で中心的な役割を果たしたのが、当選1-2回の議員であったことは、現在から考えれば意外に見えるかもしれない。しかし、公職追放により、多くの有力議員が政界から去った状況であり、1949年総選挙では多くの新人議員が誕生した。代表的なものはいわゆる「吉田学校」と呼ばれる池田勇人、佐藤栄作らであり、前者は当選直後に大蔵大臣に抜擢され、佐藤栄作は総選挙前から第2次吉田内閣の官房長官に無議席で抜擢されるなどした状況では、当選回数のない議員が他の分野で主要な役割を果たしたとしても不思議ではない。池田や佐藤は事務次官経験者であったということも言えるが、例えば青柳も内務省出身で厚生省保険局長などを歴任した後、最後の官選山口県知事を務め、公選初代の山口県知事である田中龍夫の下で副知事を務めた。その上での1949年総選挙での出馬・当選であり、議員以前の経歴上、池田、佐藤に決定的に劣るということもなかった。

もちろん、同時に、この成果には限界があったことも指摘されなければならない。決議という形式であるがゆえに内閣に対する強制力はなく、実際に援護政策を実現するかどうかは政府与党首脳的情勢判断にかかることは明らかであった。しかも、1948年後半から1949年春には、政府もGHQ/SCAPも超えたレベルで情勢の変化が生じていた。1948年10月13日、アメリカ政府は国家安全保障会議の場でNSC13/2「アメリカの対日政策に関する勧告」を決定し、対日政策の見直しに着手した²²⁾。それは一方では、日本の民主化より経済復興を優先し、実際その後の展開に現れたように旧軍関係者の状況を全般的に改善する可能性を秘めたものであったが、当面は大統領特使となっ

たジョセフ・ドッジ Joseph Dodge の指示により、経済復興の前提として経済健全化のために徹底した緊縮政策（ドッジ・ライン）が実施された²³⁾。このため、内閣としても、決議に盛り込まれた内容は放置するほかなかったのである。先の決議では遺族援護の成果を次期国会（第6国会）で報告するよう求めていたわけだが、第6国会ではかばかしい成果は見られなかった。

政府首脳の置かれた微妙な状況を端的に示すのが、吉田茂首相による史料である。1950年1月1日付で、吉田宛に阿南惟幾²⁴⁾の妻・綾子からの書翰が送られた。綾子の書翰は、遺族援護問題への配慮と援護政策の樹立を求めるものであった²⁵⁾。

昨春5月遺族会より戦没者遺家族援護法に関し考案を国会に提出致しました処幸にも参衆両院を通過いたしましたので全部とは参らずとも必ず臨時議会〔第6国会のこと一城下注〕に於て具現いたします事と期待して居りましたが遂に其運びに至らず誠に残念に存じました、つきましては今度の休会明けには再び審議されます由を聞きまして是非急を要する條項のみにも具現致されますやう特に閣下の御配慮を煩はし度御願ひ申上ぐる次第でございます…幾十万遺家族の死活に関する問題にて現在何の希望も持たぬ遺族が将来に曙光をみとめ奮起致します事は国家としても重大なる事と確信いたします、何卒特別の御尽力により右御願ひの件一日も早く実現いたしますやう御願ひ申上げます、之は私かとくに人より依頼を受けましたわけではございませぬ、只今私の居ります大分県下にてこの具現を目指して猛運動に携はる遺族会未亡人の真剣熱烈なる態度を黙視するに忍びませず又之は惟幾の遺志とも考へますにつけかの御縁故を想起し弱き者の味方となつて蔭よりおすがり申上げる次第で御座います。

この阿南綾子書簡は吉田の手許ではなく林厚相の手許に残されていたもの

である。すなわち、吉田はこの書簡を厚相の林に転送した。それに付した1月12日付の林宛書簡には「本書に対し財政余裕付次第善後策考度旨一応相答置候、御含迄」と記した²⁶⁾。吉田が、綾子からの書簡を林へ転送したことは将来的な援護政策樹立の可能性を考慮したものと考えられる。同時に、林宛書簡に記載されている通り、前提として「財政余裕」が必要であり、財政上の問題が解決されなければ応じることのできない。政府首脳の見方は、このような状況であった。

3.2 1950年参議院選挙と援護政策樹立への道

遺族援護のための決議は成立したものの、その後、具体的な政策への展開が遅れたことに遺族側の不満は解消されず、むしろ高まっていった。1949年11月16日、遺族厚生連盟は全国代表者会議を開き、全国37府県代表者188名が参加した他、来賓として矢野厚生次官、山下義信、塚本重蔵、草葉隆円、岡元義人、多田満仲の衆参両院議員などが参加した。各府県37代表が行った演説のうちには、林譲治厚相が遺族年金に消極的な姿勢を示したとされる発言を取り上げ、臨席の矢野次官に解答を迫り「満場騒然」という場面が見られた。しかし、政府が具体的に動くことはなかった。

遺族厚生連盟にとって再度の前進のためには、やはり選挙が必要であった。1950年、今度は第2回参議院通常選挙が実施され、1947年参院通常選挙で選出された議員のうち半数が改選を迎えた。この際、遺族厚生連盟からは長島銀蔵会長自らが与党・民自党に所属し、全国区から立候補することを決定し、援護問題の前進を図ることに決定した。出馬にあたって長島会長が新聞紙上で掲げた公約は、「遺族年金又は弔慰金を速かに支給せよ／未亡人遺児老父母の援護に真剣であれ／遺族にも明るく住みよい日本を！」²⁷⁾と、これまでの主張を端的にまとめたものだった。長島の立候補を伝える遺族厚生連盟の機関紙『日本遺族通信』第9号（この号から紙名改称）には「先づ我々の代表を選べ／参議院議員の選挙に際して」と題し、そのなかで「全国の遺族は、

自分たちの境遇が改善されるために、相互に慰め合い助け合うことも大切である。が、一面には政治の上に自分達の意見が強く反映されなければ駄目であることを、身を以て体験してゐる。従って遺族は、今回の選挙には自分達の意見を正しく代表し、勇敢に遺族のために働いてくれる人を、参議院に送るべく、その意思を表明するであろう」として、連盟の利益代表を国会に送る必要性を強調した²⁸⁾。

ただ、1950年参院選の直前の段階では、遺族厚生連盟自身にも勝算は必ずしも明らかではなかった。長島会長立候補を伝える記事中でも、「全国遺族の組織と実態ははまだ薄弱、不明である。それを基盤として立ったと思われる長島氏の選挙態勢はかなりの苦戦につきまといわれたダーク・ホースというところであろう」と書かれる状況であった²⁹⁾。圧力団体代表として議席を有し、要求する利益のための政策樹立を求めるためには、なるべく多くの得票をもって当選し、存在感を示す必要があったわけだが、身内にさえ当選を危ぶまれる状況だった。

選挙の結果はこうした事前の予想とは異なり、長島と遺族厚生連盟にとって喜ぶべきものだった。長島は全国区で32万票余りを獲得し当選者56人中10位で当選を果たした³⁰⁾。自由党公認候補としては4番目の得票数であり、同党から出馬した野田卯一、愛知揆一らの有力候補を抑えるものであった。ほぼ同数の得票だった当選者が大谷瑩潤だったが、東本願寺函館別院住職であり、全国の門徒からの集票を期待できる大谷家の候補とほぼ同数の得票を得たことは遺族会の集票能力を示すに充分であった。

もちろん、長島の高得票での当選が、一挙に問題を進めるというわけにはいかなかった。問題だったのは、関係する議員の当落である。表2に示した議員は全て1950年通常選挙にも立候補したが、かなりの割合が落選してしまった。地方区では千田、草葉、紅露の3人が再選されるなど健闘したが、全国区選出議員は細川以外は全て落選してしまった。これら落選議員から見れば、あてが外れ、長島に票をさらわれるかたちになったといえよう。表3に

初出する議員で見ても同じ傾向がうかがえる。地方区では池田、深川、谷口、木下らが当選したが、全国区では中山しか再選されなかった。関係する議員の落選は、長島の当選効果を差し引くものになったかもしれない。また、政府を拘束する存在としてGHQ/SCAPやアメリカ政府の存在があり、ドッジの指揮の下、予算緊縮の方針はなお堅持された。また、講和・独立回復への道筋も見え始め、超党派外交を掲げ民主党政権で国務省顧問に就任したジョン・F・ダレス John F. Dulles が、参院選直後の6月17日に来日したが、すぐさま朝鮮戦争が勃発し、講和問題はいましばらく停滞を余儀なくされ、ドッジの指導からすぐに解放される見通しは立たなかった。

しかし、遺族援護強化の方向は確実に起きており、まず、それは自治体独自の遺族援護政策の展開に見られた。長崎、大分、兵庫の各県で、孟蘭盆の時期に遺族援護強化の通牒や慰問状の発送などが行われた³¹⁾。政府にもその動きは波及し、遺族厚生連盟からの申入れに応じて、厚生省は全国都道府県知事に対して、生活保護法の申請にあたって遺族を差別することのないよう通牒を発した³²⁾。また、遺族にとっての行政上の対応改善に加え、より高いレベルでの政府首脳部の対応の変化として注目されるのは、全国遺族代表大会についてである。連盟は自らの組織規模の拡大を示すため、広く会員の参加を求める全国遺族代表大会の開催を決定し、その第一回大会が1951年2月23日、開催された。ここでは、連盟の関係者はもちろんのこと、これまでの全国代表大会同様、来賓も多く参加したが、これまでの代表者会議では先にも見たように政府からは厚生省政務次官レベルの参加がせいぜいだったところ、今回の大会には林譲治に替わって厚生大臣に就任した黒川武雄が自ら参加しており³³⁾、政府の遺族厚生連盟への対応に確実に変化が起きていることを伺わせた。

こうした段階を経て、3月8日、吉田首相が「今日連合軍のこの問題に対する気持も、相当緩和されて参つて来ておると思います。でありますから、政府としてはできるだけの保護を加え、若しくはお話のような手厚いことを

いたしたいと考えております」と述べ、遺族援護のための政策を検討していく旨、国会で発言し³⁴⁾、ここから援護法の成立へ直接結びついていくことになった。

3.3 小括

本節では、まず遺族援護決議の成立について、前節の議論を踏まえて検討し、遺族厚生連盟と相互依存の関係にある議員が中心的な役割を果たしたこと、またそれが可能だった理由を当時の政治情勢を踏まえて説明した。そして、次に、占領下という状況のなかでも徐々に遺族援護の政策が親展する様子があり、参議院選挙での長島会長の当選がその大きな要因であったことを検討した。

4 終わりに

本稿は、戦後の政党政治における圧力団体の形勢・発展とその議会政治への影響について解明することを目的とし、そのために軍人及びどの遺族への援護・恩給問題を対象として、占領期の日本遺族厚生連盟の活動と政治への影響力を検討してきた。本稿の主張は、次の二点にまとめることができる。

第一に、遺族厚生連盟がその主張を実現させる上で、選挙との関連を考えることが極めて重要であることがわかった。これまで、衆参両院での援護決議や吉田首相の発言などはいずれも指摘されていたが、それらは概ね占領政策の転換と終結への近接という観点から説明されてきた。しかしながら、本稿で見たように、国政選挙との関連性は極めて重要であって、それ抜きにして遺族厚生連盟の影響力の大きさは語るできない。

第二に、遺族厚生連盟が自己の利益要求を高め、政府に伝達する上で、戦後に登場した議員が中心的な役割を果たしたことがわかった。彼らは当選回数が少ないだけに選挙基盤が固まっておらず、そのために遺族厚生連盟との

相互協力関係を欲する理由を持っていたのである。現在であれば、これら当選回数の少ない議員の影響力も限定的であるが、それが速やかに成功したのは、多選議員が公職追放で減少しており、当選回数の少ない議員に活躍の場が広がっていたというタイミングの問題が大きかったと言える。

本稿で明らかにした内容は、なお占領終結後、1950年代以降の軍人及び同遺族への援護・恩給問題にも妥当する見通しを持っている。1950年代には政党間競争が活発で、遺族厚生連盟（後に遺族会）の集票能力は大きな魅力だった。ハプニング的な解散（「バカヤロー解散」も含め）選挙もしばしば行われており、このことが毎年のように行われた恩給法改正と大きな関係を持っていると思われる。重要な改正について、選挙との関係をしっかりと見ながら検討することが必要と考える。

また、本稿で取り上げた議員は、1950年代以降も恩給問題でしばしば登場し、遺族側の要望を政府に伝達する役割を担っている。彼らが当選回数を重ねる上で、どのようにその役割を維持、あるいは変化させていったのか、それが彼ら個人や政党、また派閥の集票とどう関係しているのかについての検討は極めて重要な課題と考えている。これらを今後の課題としたい。

5 参考史料・文献

5.1 史料

国立国会図書館「国会会議録データベース」<http://kokkai.ndl.go.jp>。

菅原琢「国会議員白書」<http://kokkai.sugawarataku.net/>、2012年1月17日最終閲覧。

東大法・第5期蒲島郁夫ゼミ編『参議院の研究データ』エル・デー・ビー。

日本遺族会編（1976）『日本遺族通信縮刷版（第1～300号）』日本遺族会。

（株）ボイスジャパン「ザ選挙」<http://go2senkyo.com/about>、2012年1月17日最終閲覧。

吉田茂記念事業財団編（1994）『吉田茂書翰』中央公論社。

5.2 文献

赤澤史朗（2010）「1950年代の軍人恩給問題（1）」『立命館法学』333/334号、1461-1492頁。

浅川博忠（2002）『自民党ナンバー2の研究』講談社。

五十嵐武士（1986）『対日講和と冷戦』東京大学出版会。

- 石川真澄、山口二郎(2010)『戦後政治史 第3版』岩波書店。
- 今井勇(2002)「戦没者遺族運動の形成と戦後国家への再統合—戦争犠牲者遺族同盟分裂をめぐって」『年報日本史叢』2002年号、83-108頁。
- 植野真澄(2004)「占領下日本の再軍備反対論と傷痍軍人問題—左派政党機関紙に見る白衣の傷痍軍人」『大原社会問題研究所雑誌』550/551号、1-16頁。
- (2006)「戦後日本の傷痍軍人問題—占領期の傷痍軍人援護をめぐって」『民衆史研究』71号、3-12頁。
- (2007)「『傷痍軍人』をめぐり研究状況と現在」『季刊戦争責任研究』55号、64-70頁。
- 海老原義彦(2009)『百万人の復権大行進 軍恩運動の歴史』ぎょうせい。
- 奥健太郎(2009)「参議院全国区選挙と利益団体—日本遺族会の事例分析」『選挙研究』25巻2号、67-82頁。
- (2010)「昭和20年代における利益団体形成過程の一考察—日本遺族厚生連盟の事例分析」『法学研究』83巻10号、29-72頁。
- 川口恵美子(2006)「占領期における『戦争未亡人』の意識と生活」『民衆史研究』71号、13-26頁。
- 北河賢三(2000)『戦後の出発—文化運動・青年団・戦争未亡人』青木書店。
- 北河賢三(2006)「戦後日本の戦争孤児と浮浪児」『民衆史研究』71号、27-43頁。
- 木村卓滋(1997)「戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定と軍人恩給の復活」『人民の歴史学』134号、1-10頁。
- 厚生省援護局編(1977)『引揚げと援護三十年の歩み』厚生省。
- 佐藤令(2005)「戦後の補欠選挙」『レファレンス』55巻12号、76-105頁。
- 宍戸(2008)「戦後処理の残された課題—日本と欧米における一般市民の戦争被害の補償」『レファレンス』58巻12号、111-140頁。
- 衆議院・参議院編(1990)『議会制度百年史』大蔵省印刷局。
- 総理府恩給局編(1975)『恩給百年』大蔵省印刷局。
- 総理府恩給局内恩給制度研究会編(1957)『恩給法』帝国地方行政学会。
- 総務庁恩給局審議課(1997-2000)『『恩給百年』その後の制度の変遷(1)~(13)』『恩給』217-219・223・225・227・229-230・232-233号。
- 田中伸尚、田中宏、波田永実(1995)『遺族と戦後』岩波書店。
- 日本遺族会編(1962)『日本遺族会15年史』日本遺族会事務局。
- 日本傷痍軍人会編(1967)『日本傷痍軍人会15年史』日本傷痍軍人会。
- 秦郁彦編(2001)『日本官僚制総合事典1868-2000』東京大学出版会。
- 波多野澄雄(2011)『国家と歴史』中央公論新社。
- 三和良一(2012)『概説日本経済史 近現代』第3版、東京大学出版会。
- 山口県遺族連盟編(1966)『戦後のあゆみ 戦没者遺芳録』同連盟。
- 山口県遺族連盟50年誌編纂専門委員会編(1997)『財団法人山口県遺族連盟50年誌』山口

県遺族連盟。

注

- 1) 浅川 (2002:123)。
- 2) 『朝日』1957年6月1日付朝刊から15日付朝刊のうち12日分に掲載。
- 3) 日本遺族会編 (1962)、日本傷痍軍人会編 (1967)、海老原 (2009) など。
- 4) 『読売』1946年6月9日付朝刊。
- 5) 日本遺族会編 (1962)、第1部第2章、第2部第1章。
- 6) 『読売』1946年10月9日付朝刊。
- 7) 『読売』1946年10月14日付朝刊。
- 8) 北河 (2000:149-158)、山口県遺族連盟50年誌編纂専門委員会編 (1997:72)。
- 9) 日本遺族会編 (1962)、22-24頁。
- 10) 日本遺族会編 (1962)、24-25頁。なお、同書では厚生省での面会者として「一松大臣、葛西次官、木村社会局長に陳情した」とされるが、人名か職名の誤りと思われる。一松定吉が厚生大臣を務めたのは片山内閣においてであって1947年5月24日から1948年3月10日までであるのに対し、葛西嘉資は1946年1月25日から1948年3月16日まで社会局長に就いており、その後、事務次官に就任した。葛西の後任として木村忠二郎が社会局長に就任したのは3月19日である。参照、秦編 (2001)。
- 11) 石川・山口 (2010)。
- 12) 『日本遺族厚生連盟会報』第2号、1949年4月15日付。
- 13) これらの表は、『日本遺族厚生連盟会報』第2号、1949年4月15日付、衆議院・参議院編 (1990)、菅原「国会議員白書」、ボイスジャパン「ザ選挙」、佐藤 (2005) をもとに筆者が作成した。なお、『日本遺族厚生連盟会報』は連盟の機関紙で1949年2月10日付で第1号が発行された。1950年3月25日付第9号より『日本遺族通信』に改称した。
- 14) 『日本遺族厚生連盟会報』第2号、1949年4月15日付。
- 15) 同前。
- 16) 同前。
- 17) 日本遺族会編 (1962)、第1部第3章第1節。
- 18) 衆議院本会議、1949年5月14日、「国会会議録検索システム」。
- 19) 参議院本会議、1949年5月16日、「国会会議録検索システム」。
- 20) 『日本遺族厚生連盟会報』第3号、1949年8月15日付、ボイスジャパン「ザ選挙」、佐藤 (2005) をもとに筆者が作成した。
- 21) 衆議院本会議、1949年5月14日、「国会会議録検索システム」。
- 22) 五十嵐 (1986)。
- 23) 三輪 (2012)。

- 24) 鈴木貫太郎内閣の陸相。敗戦の責任を取って1945年8月15日に割腹自殺。
- 25) 阿南綾子より吉田茂宛書簡、1950年元旦付、『吉田茂書翰』、林譲治宛1月12日付書簡に添付。
- 26) 吉田茂より林譲治宛書簡、1950年1月12日付、『吉田茂書翰』。
- 27) 『読売』1950年5月28日付朝刊。
- 28) 『日本遺族通信』第9号、1950年5月15日付。
- 29) 同前。
- 30) 『読売』1950年6月9日付朝刊。
- 31) 『日本遺族通信』第15号、1950年9月15日付。
- 32) 『日本遺族通信』第17号、1950年11月15日付。
- 33) 『日本遺族通信』第21号、1951年3月1日付。
- 34) 参議院予算委員会、1951年3月8日、「国会会議録データベース」。